

今帰仁村長

久田浩也 様

2020年9月4日

沖縄県社会保障推進協議会

会長 新垣 安男

コロナ危機のもとで、県民のいのちと生活を守り抜くために 社会保障制度の拡充を求める要請書

拝啓 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。またコロナ禍における住民の命を守る行政に感謝申し上げます。

社会保障制度は国民の命を守るセーフティネットであり、憲法 25 条に定められた国民の権利です。財政的基盤に左右されず、まず優先的に予算を確保し、国が責任を持って運営するべきものです。しかし、国の進める社会保障制度改革は、地域住民や地方自治体へ負担や責任を転嫁し、社会保障費用を削減してきました。

80 年代以降の「経済効率優先」の市場原理主義、新自由主義政策により、診療報酬の抑制、保健所の統廃合、感染症ベッドの削減などがすすめられ、感染症に対応する力を奪ってきました。

また、医療や介護における利用者本人家族への負担引き上げ、利用制限などは、命と人権を脅かすものになっています。2018 年度の経済的事由による手遅れ死亡事例調査(全日本民医連)では県内 2 例を含む 77 名の命が失われました。沖縄県においては特に、貧困問題が深刻であり、老後の不安も助長される中、憲法の生存権を保障し、社会保障制度を拡充することがますます重要になっています。そのためにも市町村行政の果たす役割は大切に、地方自治の本旨に基づき、住民のいのちとくらしを守ることが、いまほど求められているときはありません。

コロナ危機の中で政府が打ち出している生活支援策の周知と活用をすすめ、さらに県民に寄り添い、柔軟な運用をお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮に苦しむ県民のいのちと生活を守りぬいていただくようお願いします。

当会は「コロナ生活支援拡充」「住民の生活向上、福祉向上」を願う立場から、以下のことを要請いたします。

貴自治体から「国へ要請をお願いします」項目が多数ございます。これは、日本国憲法第 16 条「請願権」が地方自治体もあることからの要請ですが、全国市長会、全国町村会、その他の実務者会議などさまざまな機会を通じて、要望を伝えていただきたいという趣旨です。わたくしどもとしても国への要請は不断に継続していますが、より大きな声として住民のいのちとくらしを守る改善実現へご援助お願い申し上げます。

ご多忙な折とは存じますが、以上の趣旨を受け止めていただき、「要請書」へのご回答を賜りますようお願い申し上げます。

ご回答を別紙回答用紙にご記入の上、10月20日(火)までに、郵送もしくはメールにて当会へお寄せいただきますようお願いいたします。

敬具

【 社会保障制度の拡充を求める要請項目 】

(1) 誰もが安心して医療を受けられるように

I 全国市長会、町村長会などあらゆる場で国、県へ要請していただきたいこと

- ① 国保財政への国庫補助を 1984 年の国保法改定前の医療費総額の45%に定率補助で引き上げるよう国に要請してください。沖縄県の市町村国保財政を困難にする要因の一つである、沖縄県に不利な前期高齢者の人口に基づく補助金制度の不足分増額を何度でも強く要請してください。
- ② 2021 年県の国保運営方針改訂にあたって、県民の生活と受療権を守ることを第一に国保税(料)引き上げを伴う改訂は行わないよう要請してください。また、保険料統一、赤字解消を強引にすすめないよう要請してください。
- ③ 国保における 18 歳未満の子どもの均等割り負担を廃止もしくは減免してください。
- ④ 国保におけるコロナ感染症に係る財政支援措置(傷病手当金導入、減免拡充など)を継続延長するよう要請してください
- ⑤ 後期高齢者の医療費外来窓口 2 割負担を導入しないように国に要請してください
- ⑥ 「無料低額診療事業における調剤薬局への適用」を国に求めてください
- ⑦ コロナ危機の影響で経営破綻による医療崩壊を防ぐため、緊急に前年実績比の減収分の財政支援を行うよう国に要請してください

II 市町村への要請

1. 高すぎる国保保険税(料)を引き下げて、所得に応じて払えるようにしてください

県社保協の国保加入者アンケートでも、高すぎる国保税(料)への不安の声が圧倒的多数でした。経済的理由で医療機関を利用できず病気が悪化し、手遅れでなくなる事態も、全日本民医連調査では県内 2 名を含む 77 名も報告されています(手遅れ死亡事例調査 2018)滞納を防ぐためにも所得に応じて払える保険税水準に見直す必要があります。

- ① 住民の生きる権利を保障する「社会保障としての国保」として、一般会計からの繰り入れ(法定外繰入)をおこなう市町村の権限を行使し、払える国保税(税)に引き下げるよう努力してください。赤字解消を名目にした「繰り入れ解消」ではなく、まず構造的問題である「高すぎる保険料(税)」を解決するよう住民に寄り添う行政をお願いします。
- ② 18 歳未満の子どもの均等割り負担を独自に軽減してください。

2. 国保税(料)や窓口負担の減免制度の拡充をしてください

- ① 国保法第 44 条を積極的に活用し、医療費負担に耐えられない生活困窮者の一部負担金の減免を拡充してください。特にコロナ禍のもとで活用できるよう周知徹底してください。
- ② 国保法第 77 条(地方税法 717 条)を積極的に活用し、全国比較でも貧困で苦しんでいる沖縄県民の生活

困窮者の保険料軽減を行ってください。コロナによる減免措置の周知徹底をお願いします。

③ 国保料(税)減免申請の受付について、時期を限定せず、通年でお願いします

3. 住民に寄り添った国保税の徴収を行ってください

- ① 保険料(税)を払えない加入者の生活実態の掌握に努め、加入者の生活実態を考慮しないで強引な保険料(税)の徴収や差し押さえなどの制裁行政をおこなわないでください。保険料(税)の滞納を理由とした行政サービスの制限を行わないでください。時間をかけて研修した職員により、きちんとしたマニュアルやルールに基づいた滞納処分を行ってください。
- ② 国保税の納税猶予、換価の猶予について、ポスター掲示など周知徹底をお願いします。
- ③ マイナンバー記入を国保はじめすべての窓口で強制しないでください。

4. 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください

- ① 「資格証明書は市民との縁切り宣言のようなもの。ますます滞納者の足が役所から遠のいてしまう」(2006年名古屋市保険年金課長)資格証明書は国民皆保険体制に穴をあけるものです。国民健康保険が社会保障の重要な柱であることにかんがみ、保険料滞納者への資格証明書の発行をやめて下さい。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のある世帯、病弱者のある世帯には、絶対に発行しないでください。滞納は困窮のサインです。文書送付だけで納付相談を待つのではなく、特別な事情をしっかりと調べて、様々な生活支援策へつなげてください。
- ② 資格証を発行された場合でも、資格証の運用、交付については機械的に行うのではなく、平成20年10月30日「保国発第1030001号」、平成21年12月16日付厚労省保健局国民健康保険課長「保国発1216号第1号」通達の内容に沿って、生存権と受療権を保障する立場で、コロナ禍で生活困窮の中にある県民の「特別な事情」を積極的にみつけだし、様々な支援の活用と、短期証や保険証への切り替えをすすめるようお願いします。
- ③ 資格証交付者であっても、「医療を受ける必要があり、支払いが困難である旨の申し出があった場合は、一時的に保険証の交付を行うことができる」(平成21年1月20日「内閣参質171第五号」答弁書、同日付、厚労省保険局国民健康保険課事務連絡)のとおり、受療権を保障してください。
- ④ 保険料(税)を分納している世帯には、短期保険証ではなく、正規の保険証を発行してください。
- ⑤ 加入者に経済的負担をかける1か月単位の短期保険証はなくしてください
- ⑥ 事実上の無保険者を生む「保険証の留め置き」をただちに解消してください。

5. 無料低額診療事業を活用してください

- ① 無料低額診療事業における調剤薬局への適用を国が実現するまでの間、那覇市で実現している自治体独自の薬剤費補助制度を創設してください。
- ② すべての県民に医療を受ける権利を保障するために「無料低額診療事業」を国公立病院など多くの医療機関で実施できるよう要請にご協力をお願いします。特に北部での実施にご援助をお願いします。
- ③ 子どもの医療を受ける権利を守るために、この間「無料低額診療事業」周知の通達が県教育庁より発信されておりますが、学校だけではなく、各機関で案内できるよう協力をお願いします。

6. コロナ危機の中、命を守る最前線で奮闘している医療機関への市町村独自の支援策をご検討をお願いします

(2) 子どもたちの健やかな成長のために。貧困対策、子育て支援策について

I. 貴自治体から国や県へ要請していただきたいこと

- ① こども医療費助成は、2018年4月より国保の国庫補助金削減が一部廃止され、全国で9割近くの自治体で中学校卒業まで進んでいます。「入通院ともに18歳までの完全無料化」「現物給付、所得制限なし」を国の制度で実施することとあわせて、国庫補助金削減を完全廃止するよう国に強く要請してください。
- ② 県独自に中学校卒業まで無料制度早期実現を求める県議会決議に従い、遅くと2021年までに実現するよう県に要請してください。
- ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、規制緩和を行わず、助成拡大で質の確保に努めるよう国に働きかけて下さい。
- ④ 沖縄県の教職員の実情は大変厳しく、非正規率も病休率も全国一高くなっています。
1年単位の有期雇用は、不安定雇用となり、継続した教育力を損なうものです。県に対して、安定した継続雇用、教職員定数と正規雇用の増員を要請してください。
- ⑤ コロナ禍でも明らかになったように、感染防止の観点からも、教師の負担軽減、教育の質向上の観点からも、少人数学級の推進が求められています。貴自治体からも国へ要請していただきますようお願いいたします。

II. 貴自治体への要請項目

1. 子ども医療費助成

- ① 2018年10月に県議会で採択された『こども医療費助成制度の拡充を求める請願』に沿って、遅くとも2021年度までに県の制度として中学校卒業までの無料化を所得制限なし、現物給付で実現できますよう県の改善策へ積極的に協力をお願いします。意向調査があれば、前向きな回答をお願いします。
- ② 国、県の制度化が実現するまで、市町村独自の助成を拡充して下さい。

2. 学校教育

- ① 2018年度の文部省調査では学校給食費無償化は76自治体、一部無償化自治体は424自治体に達しています。日本国憲法26条2項に基づき、学校給食費の補助拡大および無料化を実現してください。
- ② 就学援助申請率や受給率を引き上げ、生活が苦しい世帯へ、就学援助がこころおきなく利用できるよう改善を進めてください。国の基準項目すべての支給をお願いします。コロナ禍における今年度の急な生活困窮にも対応をお願いします。

3. 保育

- ① 潜在的な待機児童も含めた待機児童解消に向けて基本的に公立保育所を維持し、認可保育所を増設することにより、受け入れ児童の増員を進めてください。
- ② 保育の質を確保するため認可外保育所の認可園への移行を進めるとともに補助金を増額して下さい。
- ③ 保育士の確保、離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施して下さい。
- ④ 沖縄県の若年出産者は全国平均の2倍にも達しています。10代の母子の自立支援の強化を図るために、認可保育園での保育を希望する若年ママを優先し、彼女たちが復学や就労につながりやすい環境を整えて下さい。

4. 学童

- ① 沖縄県では、27年に及ぶ占領期間もあって、学童保育は本土とは違う歴史で発展してきましたが、民設民営が多く、困難も抱えています。学童保育の実態(待機人数、定員、利用料、困難は何か、従事者の声など)を把握し課題解決へのご援助をお願いします。
- ② こどもたちの健やかな成長と家族の生活を守り、こどもの貧困を解決するためにも、国が提示している補助金(処遇改善、家賃補助、公的施設への移行など)を積極的に活用して、学童の待機児童解消及び質を確保して下さい。
- ③ 学童の公共用地・施設の優先的利用に支援をお願いします。専用施設の設置をお願いします。

(3) 誰もが安心して介護サービスが受けられるように

I. 貴自治体より国へ要請していただきたい項目

- ① 介護保険利用料の原則 2 割負担への引き上げを行わないよう国に要請してください
- ② 国庫補助の増額で利用者負担を抑制するよう国へ要請してください。
- ③ 2021 年 8 月から政府が計画している補足給付の改定に反対してください
(* 年金月額 10 万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げる。特別養護老人ホームの多床室でも 4 割近く引上げ、月 2 万 2 千円の負担増 * ショートステイは食費を 1 日当たり 210 円から 650 円引き上げ * 預貯金等制限を 1000 万円から、所得段階的に 650 万円～500 万円に引き下げ)
- ④ 介護保険の保険料を負担する対象年齢を現在の 40 歳から引き下げないよう国に要請してください。
- ⑤ ケアマネジメントの有料化導入はお金が無ければサービスが利用できない制度へとつながります。ケアプラン有料化を検討している国の方針に反対してください。(現在は介護保険内に含まれるが、新たな自己負担導入が議論されている。どのくらいの負担増かはまだ決まっていない。利用者の負担増になる事に対し、市町村からも意見を出してほしい)
- ⑥ 要介護 1, 2 の通所介護サービスを自治体の総合事業へ移行させないよう国に要請してください。
- ⑦ 「コロナ禍による介護事業所の経営逼迫について国からの財政支援をお願いします
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の介護保険料減免制度を、全額国の補助で傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ⑨ 介護人材確保について 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。処遇改善はまだ不十分です。コロナ禍のもとで高齢者を守る介護労働へ抜本的条件改善をお願いします。
- ⑩ 利用者負担や利用限度額に影響する介護報酬での対応は、国の責任を放棄し、利用者、事業所、自治体に負担を押し付けるものです。利用者負担増をさせないよう国に要請をお願いします。

II. 貴自治体への要請項目

コロナ禍の生活困窮化を考慮していただき、制度改善、柔軟な運用をお願いします

1. 介護保険の利用者の費用負担について

- ① 一般会計からの繰入や積立金、基金の取り崩しなどで、高すぎる保険料を引き下げてください。
- ② 所得が低く、生活に困窮している人に対する貴自治体独自の保険料減免制度を創設してください。
- ③ 利用料負担が重く、必要な介護サービスが受けられない人に対して、自治体独自の利用料の減免制度や補助制度を拡充してください。
- ④ 補足給付改訂が実行された場合、介護保険施設入所者、ショートステイ利用者の部屋代、食事代の負担が増えないよう独自の軽減措置を制度化すること

2. 地域支援事業・介護予防事業等の質や財政、体制の確保について

- ① 介護予防、日常生活支援事業について、市町村事業となった要支援 1, 2 の介護軽度者のサービスが、これまでより切り下げにならない様に、現行相当のサービスと単価を維持するなど、手立てを継続してお願いします。
- ② 「基本チェックリスト」優先で利用者をふるいわけ、介護保険の受給権の侵害にならないように、申請者に対して、要介護認定を受けるようすすめてください。
- ③ 「自立支援型地域ケア会議」、「ケアプラン点検」等を通じたサービス利用抑制や自立（サービスからの「卒業」）強制は行わないこと
- ④ 包括支援センターは地域の重要な役割を担っています。現在の委託費では運営費用がまかなえません。委託費を見直し、充実を図ってほしい。
- ⑤ 経営難により、社会福祉法人等の減免制度を実施しないできない事業所が増えています。自治体からの補助割合を増やしてください。

- ⑥ 保険者機能強化推進交付金の評価指標クリアを自己目的とした「自立支援目標」を計画目標化しないこと。
例) 要介護認定率目標

3. 要介護認定など手続きについて

- ① 要介護認定申請、更新申請は、30 日以内に結果を出すように御願います
- ② 「生活援助ケアプラン」(国の定める訪問回数を超える生活援助型の訪問介護を位置付けたケアプラン)の提出・検証は、利用制限目標でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量と利用者の意向を尊重して対応すること
- ③ 総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」及び「介護予防ケアマネジメント」について、要介護者まで対象拡大しないこと

4. 介護基盤整備に関する要求

- ① 特別養護老人ホームなどの整備目標については、入所申込者(待機者)や潜在的ニーズを十分把握して、第 8 期において「待機ゼロ」となるよう計画数を定めること
- ② 一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期までくらし続けられるための仕組みを各中学校区(日常生活圏)ごとに作るための整備目標(小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等)について第 8 期計画に盛り込むこと

5. 新型コロナウイルス対策支援について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営困難となった介護事業者に対してその実態を把握し、関係者の声を聴いたうえできめ細かい救済策を講じる こと
- ② 感染防止に必要な消毒液、防護具、設備について確保できるための支援を行うとともに、介護事業所、従事者に対する相談支援の窓口設置など体制を整備すること
- ③ 国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助すること

(4) 障害のある人が当たり前に暮らせる社会のために

1. 65歳からの介護保険優先原則の弾力的運用について

本人のニーズ、意向に基づき、引き続き障害福祉サービスが利用できるようにしてください。その際、高齢障害者の利用負担軽減制度の利用も併せてお願いします。

2. 障害者の雇用について

障害の種別を限定せず、すべての障害者を対象とした採用制度を新たに作り、早急に施行してください。市町村の直接雇用を拡大してください。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため厚労省が出した通知を踏まえ、報酬対象の特例措置を実施しましたか。もし、実施していない場合は、今後に向けて改善をお願いします

(5)すべての県民に健康で文化的な生活を保障するために

I. 貴自治体から国や県へ要請してください

自宅にエアコンのない低所得者、特に65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、就学前の子どものいる世帯など、熱中症の危険のある世帯に、エアコン等冷房機器購入費の助成を行うよう国や県に要請してください

II. 貴自治体への要請事項

① 申請権保障を確実にすすめてください。「しおり」や「申請書」の常時配備を

生活保護の「しおり」や申請書を、本庁、支所にかかわらず、カウンター上に置くなど、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

② 「しおり」の内容改善をしてください

「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記すること、④保護決定は法的には14日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件ではないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示、等を記載してください

③生活保護制度について、わかり易いパンフレットやリーフレットを作り、制度の活用を呼びかけてください。

④地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な支援をお願いします

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう生活困窮者自立支援法を積極的に活用をお願いします。日本の生活保護捕捉率は2割—3割といわれ、先進国最低クラスです。

生活保護が利用できる人を除外することがないように掘り起こしをお願いします。

コロナ禍における柔軟な制度活用を求めた「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」令和2年4月7日厚労省事務連絡、及び5月26日事務連絡をすべてのケースワーカーに周知徹底してください。その上で「稼働能力の活用」「自動車の保有」「医療券の取り扱い」等でも柔軟な対応をお願いします。

町村においても、福祉事務所と連携し、生活困窮世帯を把握し、生活支援を強めてください。

④ 14日以内の保護決定とケースワーカーの増員をお願いします（町村は回答しなくていいです）

⑥公営住宅への連帯保証人について

連帯保証人をなくすようお願いします

(6) 老後も安心して暮らせるように

高齢者にとって年金は重要な生活資金となっています。国は「2020年度は年金が引き上がった」と言っていますが、マクロ経済スライド制の導入で年金受給額は実質減少し、ただでさえ厳しい高齢者の生活を圧迫し続けています。また、中高年の引きこもり、いわゆる「8050」問題も社会問題となっています。

貴自治体の高齢者の実態を調査し、国民年金保険料の「免除制度、猶予制度」を周知徹底するとともに「無年金者」の調査・掌握をし、だれもが安心して老後を迎えられるように行政の施策に反映させてください。

I、国に対して、貴自治体より以下の要請をしてください。

- ① 消費税に頼らない「最低保障年金制度」を確立してください。
- ② 「年金支給開始年齢」の引き上げは行わないでください。
- ③ 年金の支払いは「2ヶ月に1回」から「毎月支給」に改めてください。
- ④ 「マクロ経済スライド制」を廃止してください。
- ⑤ 加齢性難聴で補聴器を必要とする高齢者への助成を制度化してください。

II、貴自治体の高齢者が安心して暮らせるように

- ① 65歳以上の高齢者人口と高齢化率を教えてください。
- ② 貴自治体の「無年金者」の人数を教えてください。
- ③ 加齢性難聴に対して「補聴器の独自助成」を実施してください。
- ④ 「8050」問題の解決へ、引きこもりの実態掌握をお願いします。独自支援策があれば教えてください。

要請項目は以上になります。ご協力ありがとうございました。

沖縄県社会保障推進協議会(沖縄県社保協)

担当 高崎 大史

〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵4-10-53 健康企画ビル3階

TEL:098(833)3397

FAX:098(833)3398

E-mail: okisyaho@gmail.com <mailto:okiryososhiki@yahoo.co.jp>